

平成 2 2 年 第 1 1 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 2 年 9 月 9 日 (木) 開催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成22年 第11回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年9月9日(木) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (25人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
5番 高橋 正美	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	8番 田村 博美
10番 田村 圭紀	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	13番 布谷 次郎
14番 佐々木 英政	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝
21番 山本 實	22番 藤村 隆清
23番 高橋 政敏	24番 鈴木 八寿男
25番 小松 清紀	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (2人)

9番 千葉 惣永	20番 大石 徹治
----------	-----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農政専門委員会の報告「第54回秋田県農業委員大会における要請事項」について
- (2) 農地の転用事実に関する回答書について
- (3) 農地改良届出書について

2. 議 事

- (1) 議案第39号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第40号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長	藤 原 一 良	補 佐	竹 下 義 博
主 任	藤 原 正 輝	主 任	小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

19番 真 崎 純 孝

23番 高 橋 政 敏

9. 会議の概要

議長 ただいまから、平成22年第11回仙北市農業委員会総会を開催いたします。

議長 心配していた台風も進路が逸れまして、我々も安心しているところでございます。皆さんも稲の心配をしていたと思いますし、私自身も本当に安心しているところでございます。米の価格も9千円という話が出た後におばこさんの場合は千円上積みすると、今朝の新聞などで報道されていまして。今年は色々なことで驚かされる年だなと実感しております。それから今月に初めての試みとしまして、東北農政局と大曲仙北4地区の農業委員会との意見交換会ということで仙台へ行ってまいりました。出席は、大仙市東部農業委員会、大仙市西部農業委員会、美郷町農業委員会、仙北市農業委員会と仙北地域振興局、総勢21名で行ってまいりましたが、目的としては農地法の改正によって農業委員会の役割、責任、質、量といったことについて意見交換を行ってきました。項目的には4項目を設けました。一つは農業委員会の在り方とということ、二つ目は農地集積基盤事業、整備事業について、三つ目が米の戸別補償制度と転作の奨励金について、四つ目が農産物の流通補助金と市場原理についてということで、その他農地。水。環境保全についても意見交換をしてまいりました事をご報告いたします。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は25名、欠席委員は2名ございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に議事録署名員並びに会議書記をこちらから指名してよろしいでしょうか。

『異議なし』の声あり

議長 それでは議事録署名員に19番真崎委員、23番高橋委員、兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4、会務報告をお願いします。

藤原局長 《会務報告について説明》

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思います。それでは日程5の報告に入ります。第54回秋田県農業委員大会における要請事項について、農政専門委員長より報告をお願いします。

21番山本 第54回秋田県農業委員大会における要請事項につきましては事務局から皆さんにもご意見を頂けるように連絡があったかと思えます。色々なご意見あると思えますがなかなか出てこない状況でございます。8月23日に専門委員会を開催いたしまして、県の農業会議から求められていた農政事項につきまして、仙北市農業委員会としての考えを取りまとめ、資料として皆さんへ配布しておりますが、このような内容で農業会議へ報告したということです。内容につきましては、資料に記載しているとおりです。以上です。

議長 ありがとうございます。このことについてご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは次に、農地の転用事実に関する回答書について、農地改良

届出書について事務局より報告をお願いします。

竹下補佐

資料の4ページからになります。農地の転用事実に関する回答書について、法務局より照会のあった案件について現地調査を行い法務局へ回答した事について報告します。所有者が、〇〇地区の〇〇さん。農地の所在地が〇〇。登記簿地目が田。面積が519㎡です。位置は5、6ページに載せています。国道〇〇号線の〇〇を過ぎて〇〇方面へ向かう県道に入ってさらに市道に入ったところで、資料に記してある〇〇さんの自宅のところの農地です。8月5日に代理、農地委員長、〇〇担当委員と事務局から私と小木田主任が現地調査、聞き取り調査に行きました。これについてですが、263番に住宅が建っているという転用事実でございます。この263番の所有者が〇〇さんですが、〇〇さんの家が建っています。その下の252番が〇〇さんの土地ですが、〇〇さんの家が建っているということで、これを正規に戻すということです。このようになった原因について〇〇さんに聞いたところ、本人も分からないということでした。県からの指示事項ですが、8月11日に県の振興局の佐藤副主幹、事務局から私、申請人の〇〇さんの代理人である〇〇さんで聞き取り調査に立ち合いました。8月18日に県の方から現状回復命令は出さないという回答をいただ旨法務局へ回答いたしました。続きまして、農地改良届出書の提出がありましたのでご報告いたします。改良主が〇〇地区の〇〇さんです。関係農地が〇〇で面積が624㎡と、583-1で面積が736㎡の合計2筆、合計面積が1,360㎡です。目的ですが、この農地が他の農地より低くなっており、湿地改良により農作業の向上を図る。となっております。改良後は山菜等の栽培を予定しているとのことでした。

た。工事期間が8月9日から9月30日という予定になっております。
位置ですが資料の8、9ページに記載のとおりです。以上です。

議長 ありがとうございます。このことについてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは議事に入ります。議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成22年9月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第39号の説明を始めます。整理番号1番、関係農地の所在が〇〇、登記簿地目現況地目共に田、面積が1,973㎡他、田3筆、合計面積が3,447㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん83才、譲受人が〇〇さん62才、双方〇〇地区在住の方で親子でございます。申請事由といたしましては、後継者へ一括贈与。〇〇さんが受贈となっております。世帯の稼働人員といたしましては、4人家族中3人が農作業従事となっております。続きまして、整理番号2番。関係農地の所在が〇〇、登記簿地目現況地目共に田、面積が681㎡他、田1筆、畑1筆の合計3筆、合計面積が2,280㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん72才、譲受人が〇〇さん64才、双方〇〇地区在住で夫婦でございます。申請事由といたしましては、〇〇さんが年齢的に厳しくなってきたということ

で、本来であれば息子さんへ贈与したいところでしたが、息子さんが県外在住のため自分より動ける妻へ部分贈与したいということでした。〇〇さんが受贈となっております。世帯の稼働人員といたしましては、3人家族中2人が農作業従事となっております。続きまして、整理番号3番。関係農地の所在が〇〇，登記簿地目現況地目共に田、面積が1,023㎡他、田19筆、畑1筆の合計21筆、合計面積が12,942㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が社団法人農業公社。借受人が〇〇さん。申請事由といたしましては、〇〇さんと〇〇さんの農地を、公社を通して〇〇さんが購入するという事で、割賦売買契約により代金完済までの間使用貸借を結ぶ。〇〇さんが、経営規模の拡大となっております。代金の支払いが6年間の分割ということですので、所有権の移転は分割払いが終了する6年後となります。割賦売買契約につきましては3条の説明が終了次第、藤原主任から説明がありますので参考にさせていただきたいと思っております。続きまして、整理番号4番につきましては更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第39号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告いたします。以上です。

藤原主任

議案第39号、整理番号3番の公社を通した案件につきまして説明いたします。農業公社便りという資料をご覧ください。売買による規模拡大を支援いたしますとありますが、通常であれば即買いタイプということで、公社が購入し1、2ヶ月後に担い手に譲渡若しくは1耕作ということで1耕作後に譲渡というものです。農地を10年間で分割納入するというタイプのものもあります。内容ですが出し手、整理

番号3番では〇〇さんと〇〇さんが公社に売らして、それを公社が担い手、今回は〇〇さんと割賦売買契約、年間いくら支払うかという契約を結びます。契約期間中は賃借料の納入はありませんということで使用貸借を結んで〇〇さんが耕作することになります。補償金を公社へ納入するというので、保証人は必要ないです。補償金の額は1/10となっております。これは完済後に全額返還となっております。所有権移転登記は代金完済後に行うということで、3条の所有権移転となっております。利子などはかかりませんが審査がありますのでこの事業を使って農地を購入したいという方がいた場合は、これも説明していただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので現地報告をお願いします。整理番号1番につきましては、11番澤田委員をお願いします。

11番澤田 事務局から説明があったとおり〇〇さんは高齢のため、後継者である〇〇さんへ生前一括贈与ということですので。農地権利異動の一般基準は全て満たしておりますので問題ありません。以上です。

議長 ありがとうございます。整理番号2番につきましては、23番高橋委員からお願いします。

23番高橋 事務局から説明があったとおりです。息子さんは県外在住ということで、〇〇さんも元気ではありますが年齢を考えてということもありますし、奥さんに部分贈与したいということでした。〇〇地区の2筆につきましては、宅地に隣接した農地でございます。〇〇地区の農地につきましては、国道〇〇号線の〇〇の所にある農地です。一般基準につきましては4番を除く要件をクリアしていると判断いたしました。

た。以上です。

議長 ありがとうございます。整理番号3番につきましては、15番門協委員からお願いします。

15番門協 9月3日に現地を確認しました。現況は転作地でございました。山菜、大豆等を作付しておりました。事務局から説明があったとおりでございます。一般基準もクリアしています。以上です。

議長 ありがとうございます。現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので許可を与えることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声有り

議長 異議無しと認めます。よって許可を与えることに決定いたします。

(9時44分)

議長 次に議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定を上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第40号。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について。農地法第5条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成22年9月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

竹下補佐 今回の転用については一時転用です。砂利採取の案件です。関係農地の所在が〇〇。登記簿地目現況地目共に畑他6筆の合計7筆です。合計面積が5,336㎡です。関係者が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。借受者が〇〇市の株式会社〇〇さんです。目的といたしましては、砂利採取、畑床の改良ということ です。

賃借料につきましては、10a 当たり 40 万円となっております。位置ですが、昨年一時転用の許可があったところの下になります。県道の〇〇駐車場の沿線上に隣接した農地の一部です。選定した理由ということで砂利埋蔵のためとなっております。事業費が用地取得関係が 214 万円、以下搬入と諸経費を入れて 2,634 万円、いずれも自己資金対応です。過去の転用実績ですが昨年の許可申請があつて 8 月 25 日付けで完了届が出されております。転用事業妨げ者有りということで、これについては農協さんの抵当権が設定されていますが同意済みでございます。他法令に関しては、砂利採取法の許可申請中で許可見込みとなっております。資料の 5 ページに過去の転用事業の実績を載せています。具体的な採取計画ということで、7 ページ以降に砂利採取の認可申請書を県知事に提出したものを載せています。農地の復元ですが、砂利採取計画書に埋め戻しに関する事項が記載されております。復元工事の期間につきましては、10 月 1 日から来年の 9 月 30 日まで。復元費用といたしましては 2,400 万円となっております。資料の後半に各図面を載せています。以上です。

議長 説明が終わりました。現地報告を 14 番佐々木委員からお願いいたします。

14 番佐々木 8 月 25 日に〇〇の〇〇さんと現地を確認してまいりました。場所は去年の申請地の反対側でありまして、去年の申請地は埋め戻しも終わってございました。荒整地しておりまして、来年の春に本整地することでした。今回の申請地の道路側の部分ですが、ダンプの通路として使用していたのですがいったん整地しまして今回、砂利採取地として申請してあります。この農地は基盤整備外、地目も畑ということ

とで毎年煙草を栽培しております。砂利層が多く、煙草を栽培するにも苦勞しているようです。砂利を掘って、〇〇さんの方で表土を20cmほど確保するということでした。以上です。

議長 ありがとうございます。現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第40号の案件につきましては許可相当の意見を附して送付することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。よって議案第40号につきましては許可相当の意見を附して送付することに決定いたします。（9時56分）

議長 予定していた議案が終了しました。次に各推薦委員からの報告をお願いします。

5番高橋 先日、理事会が行われました。自然災害について、8月30日と9月6日に大曲仙北あるいは北仙北、仙北市管内を回ってみました。その中で被害が一番大きかったのが神代の才津川周辺です。冠水被害、一部には土砂、流木が農地に流れているところもありました。角館は八割の一部と西長野地区で被害が大きかったようです。土砂の流入等はそれほどではなかったのですが、冠水被害が大きかったようです。被害届の段取りをしています。若干被害は想定しておりました。以上です。

議長 ありがとうございます。次に土地改良区からの報告をお願いします。

18番伊藤 県の指導でございますが、平成25年頃をめぐりに仙北市内の土地改

良区を一本化するという指導がございます。来年当たり各地域にも周知があると思います。こればかりでなく上水道と簡易水道も一本化にするということで進んでいるようです。とにかく一本化ということが県の大きい指導となってきましたのでご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。次に協議に入ります。説明をお願いします。

竹下補佐 農地法の許可関係の審議について新規の案件につきましては、担当委員からの現地報告をしていただいております。今後、農地法第3条調査書を作成していただき、総会の3日前までに提出していただき総会でその資料を参考にして審議をしたいということでのお願いでございます。理由としては、農業委員会の透明性、公平性を確保することです。

議長 ありがとうございます。厳しくなったという思いもありますが、ご協力よろしくお願いたします。他にありませんか。

藤原局長 今後の日程についてですが、今月からまた農用地利用調整会議が開催されます。今月は27日の月曜日に予定しています。10月7日に第12回農業委員会総会を予定しています。11月1日には第54回秋田県農業委員大会が北秋田市の鷹巣で行われます。日程につきましては、お配りした資料に記載のとおりですのでよろしくお願いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。他にありませんか。

18番伊藤 農業委員の定数についての調査の報告がありました。それによると公選の方は大きく定員を割ったとありました。農地法が改正になり業

務も増えたのですが、定数を削減する理由は何なのかということと、遊休農地の現地報告が本日まででしたが、委員から報告があった部分は再度委員会で審議してから個々に指導するのではなく、委員数名で指導したほうが良いと思います。

議長 定数削減につきましては、今後我々にも要望があると思います。

○ ○ 遊休農地の現地報告につきまして、会長と事務局に農家に対する指導はその地域の委員が行っていいのかどうか、その際にトラブルに発展しては将来的に困ると相談したのですが、回答がありません。私の言ったことに対して検討したのかしないのか、はっきり回答してほしいです。

議長 この件につきましては確かに相談を受けましたが、原則として地域に選ばれた農業委員が地域の人達と話し合っていていけないというのでは根本的に駄目ではないかと思います。自分が指導してトラブルになったから駄目だというのではなく、地域の代表として地域をうまくまとめるのが農業委員としての第一条件だと思っています。どうしても指導できないといったときには、話し合ってから複数で指導するというやりかたもあると思いますが、そこは皆さんの考えもあると思いますのでお任せします。相談に対する回答をまだしていなかったことに対しては謝罪します。

藤原局長 今回、皆さんに調査していただいたデータに関してはこちらで集計し、資料として提示します。そこでまた審議していただこうと考えております。

議長 皆さん色々な考えがあると思いますが、問題がある農地があれば報告していただいて審議していかなければならないということによろ

しくお願いします。

閉 会

議 長 以上を持ちまして、平成22年度第11回仙北市農業委員会総会を
終了します。 (10時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成22年10月12日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 19番 真 崎 純 孝

署 名 員 23番 高 橋 政 敏
